

議 案 第 3 号

松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市民会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

液晶プロジェクターの使用料金を定めるとともに、プラネタリウム室使用料の免除規定を設けることにより、その利用機会の拡充を図るため。

## 松戸市民会館条例の一部を改正する条例

松戸市民会館条例（昭和44年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、プラネタリウム室の使用料を免除することができる。

別表第2音響器具の項中

「

映写装置（16m/m 移動型）	1 式	1	540
-----------------	-----	---	-----

」を

「

映写装置（16m/m 移動型）	1 式	1	540
液晶プロジェクター	1 式	1	1,080

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。